君津市公告第１６０号

君津市農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１３条第１項の規定により君津市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第４項において準用する同法第１１条第１項の規定により公告し、関係書類を次により縦覧に供する。

令和８年１１月１１日

君津市長　　石　井　宏　子

１　縦覧に供する書類の名称　　君津市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更案
君津市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更理由書

２　縦覧期間　　自　令和８年１１月１１日
至　令和８年１２月１１日

３　縦覧場所　　君津市役所　経済環境部　農政課（君津市久保２丁目１３番１号）
君津市ホームページ

４　意見書の提出

本市の住民は、この変更案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

（１）提出方法　持参又は郵送による。

（２）提 出 先　君津市役所　経済環境部　農政課（君津市久保２丁目１３番１号）

（３）提出期限　令和８年１２月１１日

（４）その他留意事項

ア　意見書の様式は任意とするが、提出年月日、提出者の住所、氏名を必ず記載すること。

イ　提出された意見書が次の事項のすべてに該当する場合、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。

（ア）本市の住民から提出された意見書であること。

（イ）意見書の提出が期限内に行われていること。

（ウ）意見の対象が君津市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係るものであること。

５　異議の申出

この農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、この農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、次のとおり異議の申出をすることができる。

（１）申出方法　持参又は郵送による。

（２）申 出 先　君津市役所　経済環境部　農政課（君津市久保２丁目１３番１号）

（３）申出期限　令和８年１２月２８日

（４）その他留意事項

ア　申出書の様式は任意とするが、以下の事項を記載すること。

（ア）異議申出人の氏名又は名称及び住所又は居所

（イ）異議申出に係る農用地利用計画の案

（ウ）異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所又は居所

（エ）異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日

（オ）異議申出の趣旨及び理由

（カ）市町村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

（キ）異議申出の年月日

イ　この異議の申出については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の再調査の請求に関する規定、審査請求に関する規定が準用される。